

○ 幹線と地方交通線とを連続して乗車する場合の普通旅客運賃

(1) 発着区間の営業キロが1～10キロメートルまでの場合

(単位：円)

| 営業キロ   | 現行  | 改定  |      |
|--------|-----|-----|------|
|        |     |     | IC運賃 |
| 1 ～ 3  | 140 | 140 | 144  |
| 4 ～ 6  | 180 | 190 | 185  |
| 7 ～ 10 | 200 | 210 | 206  |

(2) 発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合

発着区間の営業キロが10キロメートルを超える場合は、当該区間の運賃計算キロを営業キロとして、幹線のみを乗車する場合の普通旅客運賃を適用する。